

特定事業「国立劇場再整備等事業」の選定の取り消しについて

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定し、令和 4 年 3 月 24 日付けで公表し、令和 5 年 1 月 20 日付けで選定の一部変更について公表した特定事業「国立劇場再整備等事業」について、同事業に関する特定事業の選定を取り消す。なお、独立行政法人日本芸術文化振興会は、同事業について事業計画を見直し、新たに特定事業として選定することを予定している。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 眞理子